

令和 6 年 1 2 月成田市議会定例会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
1	・ 一般職職員の給与に関する条例	3
2	・ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例	1 9
3	・ 特別職の職員の給与に関する条例	2 0
4	・ 成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例	2 1
5	・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例	2 1
6	・ 成田市中心小企業資金融資条例	3 0
7	・ 成田市道路占用料条例	3 1
	・ 成田市準用河川流水占用料等条例	3 8
	・ 成田市都市公園条例	4 0
8	・ 成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例	4 3
9	・ 成田市水道事業給水条例	4 8

○議案第1号資料

・一般職職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条の4 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	【第1条関係】 (期末手当) 第20条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第20条の4 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略

現行	改正案																						
(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当) 第28条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 (会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当) 第29条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 略 別表第1 行政職給料表 <table><tr><td>職員区分</td><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td></tr></table>	職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	(会計年度任用短時間勤務職員の期末手当) 第28条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 (会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当) 第29条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3・4 略 別表第1 行政職給料表 <table><tr><td>職員区分</td><td>職務の級</td><td>1級</td><td>2級</td><td>3級</td><td>4級</td><td>5級</td><td>6級</td><td>7級</td><td>8級</td><td>9級</td></tr></table>	職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級													
職員区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級													

現行										改正案									
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用1		147,100	162,100	187,300	232,400	271,600	295,400	323,100	365,500	再任用1		166,500	183,500	213,600	252,100	287,300	309,800	335,000	373,400
短時間2		148,100	163,200	189,600	234,000	273,200	297,500	325,300	368,100	短時間2		167,700	184,600	215,200	253,200	288,900	311,500	336,900	376,000
勤務職3		149,100	164,400	191,800	235,500	274,700	299,500	327,500	370,500	勤務職3		168,800	185,800	216,800	254,300	290,400	313,200	338,700	378,300
員以外4		150,100	165,500	194,000	236,900	276,300	301,400	329,500	372,900	員以外4		169,900	186,900	218,400	255,400	291,900	314,700	340,500	380,500
の職員5		151,200	166,600	196,200	240,900	277,800	303,200	331,500	374,800	の職員5		171,200	188,000	220,000	261,300	293,400	316,100	342,200	382,400
6		152,300	167,700	197,900	242,400	279,500	305,000	333,500	377,300	6		172,400	189,700	221,700	262,300	294,900	317,400	343,900	384,700
7		153,400	168,800	199,400	243,800	281,300	306,600	335,400	379,600	7		173,600	191,300	223,000	263,300	296,300	318,700	345,500	386,800
8		154,400	169,900	200,900	245,200	283,100	308,200	337,300	382,100	8		174,800	192,900	224,300	264,300	297,600	320,000	347,200	388,800
9		155,300	170,900	202,400	246,400	284,800	309,800	339,200	384,500	9		175,800	194,500	225,600	265,300	298,800	321,300	348,800	390,800
10		156,400	172,300	203,800	248,000	286,700	312,000	341,200	387,100	10		177,000	196,200	226,700	266,300	300,300	323,100	350,500	393,100
11		157,500	173,600	205,200	249,500	288,500	314,200	343,200	389,700	11		178,300	197,800	227,800	267,300	301,800	324,900	352,100	395,300
12		158,600	174,900	206,600	250,900	290,300	316,200	345,200	392,300	12		179,500	199,400	228,900	268,300	303,200	326,600	353,700	397,500
13		159,500	176,100	208,000	252,000	292,100	318,200	347,000	394,600	13		180,600	201,000	230,000	269,300	304,600	328,300	355,200	399,700
14		160,600	177,600	209,700	253,400	293,700	320,200	349,000	396,900	14		181,800	202,700	231,500	270,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15		161,800	179,100	211,400	254,900	295,100	322,100	350,900	399,100	15		183,100	204,400	233,000	271,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16		162,900	180,700	212,900	256,200	296,500	324,000	352,800	401,400	16		184,400	206,100	234,500	272,300	307,900	333,400	360,100	406,500
17		164,000	181,800	214,400	257,500	298,000	325,900	354,500	403,200	17		185,700	207,400	236,000	273,300	309,100	335,000	361,700	408,300
18		165,400	183,200	216,200	258,700	300,000	327,900	356,500	405,100	18		187,400	209,000	237,500	274,300	310,700	336,700	363,500	410,200
19		166,700	184,600	217,900	259,900	302,000	329,800	358,300	407,000	19		189,100	210,600	239,000	275,300	312,300	338,400	365,000	412,100
20		167,900	186,000	219,600	261,100	303,800	331,700	360,200	408,800	20		190,800	212,100	240,500	276,400	313,900	340,000	366,600	413,900
21		169,000	187,300	221,100	262,300	305,500	333,400	362,100	410,600	21		192,500	213,600	242,000	277,400	315,400	341,500	368,000	415,700

現行										改正案									
22	170,200	189,600	222,600	263,600	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	22	194,200	215,200	243,400	278,700	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900
23	171,400	191,800	224,100	264,900	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	23	195,800	216,800	244,800	280,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300
24	172,600	194,000	225,600	266,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	24	197,400	218,400	246,200	281,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800
25	173,700	196,200	226,800	267,600	312,800	340,700	369,700	417,600	459,900	25	199,000	220,000	247,400	282,500	321,700	347,600	374,600	422,700	465,500
26	175,200	197,900	228,200	269,100	314,800	342,600	371,600	419,100	463,000	26	200,500	221,700	248,600	283,800	323,400	349,300	376,500	424,200	468,600
27	176,700	199,400	229,600	270,700	316,800	344,500	373,500	420,600	466,000	27	202,000	223,000	249,800	285,000	325,000	350,900	378,400	425,700	471,600
28	178,200	200,900	231,000	272,200	318,700	346,400	375,400	422,100	469,000	28	203,500	224,300	251,000	286,200	326,600	352,500	380,200	427,200	474,600
29	179,600	202,400	232,400	273,800	320,400	348,000	376,900	423,600	472,000	29	205,000	225,600	252,100	287,300	328,000	353,700	381,700	428,700	477,600
30	181,000	203,800	234,000	275,500	322,400	349,900	378,700	424,900	475,000	30	206,500	226,700	253,200	288,500	329,700	355,200	383,500	430,000	480,600
31	182,500	205,200	235,500	277,100	324,400	351,700	380,500	426,200	478,000	31	208,000	227,800	254,300	289,800	331,400	356,700	385,200	431,300	483,600
32	184,000	206,600	236,900	278,700	326,400	353,500	382,100	427,400	481,100	32	209,500	228,900	255,400	291,100	333,000	358,200	386,800	432,500	486,700
33	185,400	208,000	238,100	280,300	327,600	355,300	383,800	428,600	483,800	33	211,000	230,000	256,400	292,400	334,200	359,900	388,500	433,700	489,400
34	187,100	209,300	239,700	281,800	329,600	357,100	385,200	429,900	486,900	34	212,400	231,100	257,400	293,400	336,100	361,700	389,900	435,000	492,500
35	188,800	210,600	241,200	283,300	331,500	358,800	386,600	431,200	489,900	35	213,800	232,200	258,400	294,400	337,800	363,400	391,300	436,300	495,500
36	190,500	211,900	242,600	284,800	333,500	360,500	388,000	432,400	493,000	36	215,200	233,300	259,400	295,500	339,400	365,100	392,700	437,500	498,600
37	192,200	213,200	243,600	285,900	335,400	361,900	389,400	433,600	495,700	37	216,600	234,400	260,400	296,600	340,900	366,500	394,100	438,700	501,300
38	193,300	214,400	245,100	287,500	337,300	363,200	390,600	434,400	498,000	38	217,700	235,400	261,300	297,800	342,500	367,800	395,300	439,500	503,600
39	194,700	215,600	246,400	289,000	339,200	364,500	391,800	435,200	500,300	39	218,800	236,400	262,200	298,900	344,100	369,000	396,500	440,300	505,900
40	195,800	216,700	247,600	290,500	341,100	365,900	392,800	436,000	502,600	40	219,900	237,300	263,100	300,100	345,700	370,400	397,500	441,100	508,200
41	196,800	217,800	248,700	291,900	342,900	367,000	393,900	436,600	504,600	41	220,900	238,200	263,900	301,300	347,400	371,500	398,600	441,700	510,200
42	198,200	218,900	249,700	293,500	344,800	367,900	395,100	437,300	506,000	42	221,800	239,100	264,700	302,600	349,200	372,400	399,800	442,300	511,600
43	199,400	219,900	250,600	295,100	346,600	368,900	396,200	438,000	507,500	43	222,700	239,900	265,500	303,900	351,000	373,400	400,900	442,900	513,100
44	200,600	220,900	251,500	296,700	348,400	370,000	397,300	438,700	508,900	44	223,600	240,700	266,300	305,200	352,800	374,500	402,000	443,500	514,500

現行											改正案										
45	<u>202,100</u>	<u>221,800</u>	<u>252,400</u>	<u>298,200</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>	<u>510,100</u>		45	<u>224,500</u>	<u>241,400</u>	<u>267,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>402,700</u>	<u>444,200</u>	<u>515,700</u>	
46	<u>203,100</u>	<u>222,700</u>	<u>253,300</u>	<u>299,800</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>	<u>511,500</u>		46	<u>225,300</u>	<u>242,000</u>	<u>267,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>403,400</u>	<u>445,000</u>	<u>517,100</u>	
47	<u>204,000</u>	<u>223,600</u>	<u>254,100</u>	<u>301,300</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>	<u>513,000</u>		47	<u>226,100</u>	<u>242,600</u>	<u>268,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>404,100</u>	<u>445,400</u>	<u>518,600</u>	
48	<u>205,100</u>	<u>224,500</u>	<u>254,900</u>	<u>302,800</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>	<u>514,500</u>		48	<u>226,900</u>	<u>243,200</u>	<u>269,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>404,800</u>	<u>446,100</u>	<u>520,100</u>	
49	<u>206,200</u>	<u>225,400</u>	<u>255,600</u>	<u>304,400</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>	<u>515,600</u>		49	<u>227,700</u>	<u>243,800</u>	<u>270,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>405,400</u>	<u>446,600</u>	<u>521,200</u>	
50	<u>207,200</u>	<u>226,300</u>	<u>256,700</u>	<u>306,000</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>	<u>516,700</u>		50	<u>228,400</u>	<u>244,400</u>	<u>270,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>406,000</u>	<u>447,000</u>	<u>522,300</u>	
51	<u>208,100</u>	<u>227,200</u>	<u>257,900</u>	<u>307,600</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>	<u>517,900</u>		51	<u>229,100</u>	<u>245,000</u>	<u>271,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>406,500</u>	<u>447,400</u>	<u>523,500</u>	
52	<u>209,100</u>	<u>228,100</u>	<u>259,000</u>	<u>309,100</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>	<u>519,100</u>		52	<u>229,800</u>	<u>245,500</u>	<u>272,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>406,900</u>	<u>447,800</u>	<u>524,700</u>	
53	<u>210,200</u>	<u>228,900</u>	<u>260,200</u>	<u>310,000</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>	<u>520,100</u>		53	<u>230,500</u>	<u>246,000</u>	<u>273,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>407,300</u>	<u>448,200</u>	<u>525,700</u>	
54	<u>211,200</u>	<u>229,800</u>	<u>261,400</u>	<u>311,500</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>	<u>521,000</u>		54	<u>231,100</u>	<u>246,400</u>	<u>273,800</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>407,500</u>	<u>448,600</u>	<u>526,600</u>	
55	<u>212,100</u>	<u>230,700</u>	<u>262,500</u>	<u>313,000</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>	<u>521,900</u>		55	<u>231,700</u>	<u>246,700</u>	<u>274,600</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>407,800</u>	<u>449,000</u>	<u>527,500</u>	
56	<u>213,000</u>	<u>231,500</u>	<u>263,600</u>	<u>314,600</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>	<u>522,800</u>		56	<u>232,300</u>	<u>247,000</u>	<u>275,300</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>408,100</u>	<u>449,300</u>	<u>528,400</u>	
57	<u>213,900</u>	<u>231,800</u>	<u>264,700</u>	<u>316,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>	<u>523,600</u>		57	<u>233,000</u>	<u>247,300</u>	<u>276,000</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>408,400</u>	<u>449,600</u>	<u>529,200</u>	
58	<u>214,500</u>	<u>232,600</u>	<u>265,800</u>	<u>317,800</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>	<u>524,500</u>		58	<u>233,500</u>	<u>247,600</u>	<u>276,700</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>408,700</u>	<u>450,000</u>	<u>530,100</u>	
59	<u>215,200</u>	<u>233,300</u>	<u>266,900</u>	<u>319,300</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>	<u>525,200</u>		59	<u>234,000</u>	<u>247,900</u>	<u>277,400</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>409,000</u>	<u>450,300</u>	<u>530,800</u>	
60	<u>216,000</u>	<u>233,900</u>	<u>267,900</u>	<u>320,800</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>	<u>525,700</u>		60	<u>234,500</u>	<u>248,200</u>	<u>278,100</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>409,300</u>	<u>450,600</u>	<u>531,300</u>	
61	<u>216,800</u>	<u>234,500</u>	<u>268,900</u>	<u>322,200</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>	<u>526,400</u>		61	<u>235,000</u>	<u>248,500</u>	<u>278,800</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>409,500</u>	<u>450,900</u>	<u>532,000</u>	
62	<u>217,300</u>	<u>235,200</u>	<u>269,900</u>	<u>323,400</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>		<u>527,000</u>		62	<u>235,400</u>	<u>248,800</u>	<u>279,500</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>409,800</u>		<u>532,600</u>	
63	<u>217,800</u>	<u>235,800</u>	<u>270,900</u>	<u>324,500</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>		<u>527,800</u>		63	<u>235,800</u>	<u>249,100</u>	<u>280,200</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>410,100</u>		<u>533,400</u>	
64	<u>218,300</u>	<u>236,300</u>	<u>271,800</u>	<u>325,600</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>		<u>528,400</u>		64	<u>236,200</u>	<u>249,400</u>	<u>280,900</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>410,400</u>		<u>534,000</u>	
65	<u>218,800</u>	<u>236,800</u>	<u>272,700</u>	<u>326,300</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>		<u>528,900</u>		65	<u>236,600</u>	<u>249,700</u>	<u>281,500</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>410,600</u>		<u>534,500</u>	
66	<u>219,400</u>	<u>237,300</u>	<u>273,600</u>	<u>327,200</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>				66	<u>236,900</u>	<u>250,000</u>	<u>282,200</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>410,900</u>			
67	<u>220,000</u>	<u>237,800</u>	<u>274,500</u>	<u>328,000</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>				67	<u>237,200</u>	<u>250,300</u>	<u>282,800</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>411,200</u>			

現行									改正案											
68	<u>220,500</u>	<u>238,400</u>	<u>275,400</u>	<u>328,800</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>		68	<u>237,500</u>	<u>250,600</u>	<u>283,500</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>411,500</u>				
69	<u>220,800</u>	<u>238,900</u>	<u>276,300</u>	<u>329,600</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>		69	<u>237,800</u>	<u>250,900</u>	<u>284,100</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>411,700</u>				
70	<u>221,100</u>	<u>239,400</u>	<u>277,200</u>	<u>330,000</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>		70	<u>238,100</u>	<u>251,200</u>	<u>284,800</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>412,000</u>				
71	<u>221,400</u>	<u>239,900</u>	<u>278,100</u>	<u>330,600</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>		71	<u>238,400</u>	<u>251,500</u>	<u>285,400</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>412,300</u>				
72	<u>221,700</u>	<u>240,400</u>	<u>279,000</u>	<u>331,300</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>		72	<u>238,700</u>	<u>251,800</u>	<u>286,100</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>412,500</u>				
73	<u>221,900</u>	<u>240,900</u>	<u>280,000</u>	<u>332,100</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>		73	<u>238,900</u>	<u>252,100</u>	<u>286,700</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>412,700</u>				
74	<u>222,300</u>	<u>241,400</u>	<u>281,000</u>	<u>332,800</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>		74	<u>239,200</u>	<u>252,400</u>	<u>287,400</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>413,000</u>				
75	<u>222,600</u>	<u>241,800</u>	<u>281,900</u>	<u>333,500</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>		75	<u>239,500</u>	<u>252,700</u>	<u>288,000</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>413,300</u>				
76	<u>223,000</u>	<u>242,300</u>	<u>282,800</u>	<u>334,100</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>		76	<u>239,700</u>	<u>253,000</u>	<u>288,500</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>413,500</u>				
77	<u>223,200</u>	<u>242,800</u>	<u>283,300</u>	<u>334,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>		77	<u>239,900</u>	<u>253,300</u>	<u>289,000</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>413,700</u>				
78	<u>223,700</u>	<u>243,300</u>	<u>284,000</u>	<u>335,200</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>		78	<u>240,200</u>	<u>253,600</u>	<u>289,600</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>414,000</u>				
79	<u>224,000</u>	<u>243,800</u>	<u>284,700</u>	<u>335,700</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>		79	<u>240,500</u>	<u>253,900</u>	<u>290,100</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>414,300</u>				
80	<u>224,300</u>	<u>244,300</u>	<u>285,600</u>	<u>336,300</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>		80	<u>240,700</u>	<u>254,200</u>	<u>290,700</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>414,500</u>				
81	<u>224,600</u>	<u>244,700</u>	<u>286,600</u>	<u>336,600</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>		81	<u>240,900</u>	<u>254,500</u>	<u>291,200</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>414,700</u>				
82	<u>224,900</u>	<u>245,200</u>	<u>287,400</u>	<u>337,100</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>		82	<u>241,200</u>	<u>254,800</u>	<u>291,700</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	<u>415,000</u>				
83	<u>225,200</u>	<u>245,600</u>	<u>288,200</u>	<u>337,500</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>		83	<u>241,500</u>	<u>255,100</u>	<u>292,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	<u>415,300</u>				
84	<u>225,500</u>	<u>246,000</u>	<u>289,000</u>	<u>337,900</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>		84	<u>241,700</u>	<u>255,400</u>	<u>292,900</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	<u>415,500</u>				
85	<u>225,800</u>	<u>246,400</u>	<u>289,700</u>	<u>338,300</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>		85	<u>241,900</u>	<u>255,700</u>	<u>293,400</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	<u>415,700</u>				
86	<u>226,100</u>	<u>246,800</u>	<u>290,200</u>	<u>338,800</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>			86	<u>242,200</u>	<u>256,000</u>	<u>293,900</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>					
87	<u>226,400</u>	<u>247,200</u>	<u>290,600</u>	<u>339,300</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>			87	<u>242,500</u>	<u>256,300</u>	<u>294,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>					
88	<u>226,700</u>	<u>247,600</u>	<u>291,000</u>	<u>339,800</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>			88	<u>242,700</u>	<u>256,600</u>	<u>294,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>					
89	<u>227,000</u>	<u>248,000</u>	<u>291,200</u>	<u>340,100</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>			89	<u>242,900</u>	<u>256,900</u>	<u>294,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>					
90	<u>227,400</u>	<u>248,500</u>	<u>291,500</u>	<u>340,500</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>			90	<u>243,200</u>	<u>257,200</u>	<u>295,100</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>					

現行										改正案									
91	227,700	248,800	291,700	341,000	381,300	393,600				91	243,500	257,500	295,300	344,900	385,400	397,800			
92	228,000	249,100	292,000	341,400	381,700	393,800				92	243,700	257,800	295,600	345,300	385,800	398,000			
93	228,200	249,400	292,200	341,700	382,000	394,000				93	243,900	258,100	295,800	345,600	386,100	398,200			
94	228,500		292,400	342,100						94	244,200		296,000	346,000					
95	228,800		292,700	342,600						95	244,500		296,300	346,400					
96	229,100		292,900	343,000						96	244,700		296,500	346,800					
97	229,300		293,200	343,200						97	244,900		296,800	347,000					
98	229,600		293,500	343,600						98	245,200		297,100	347,400					
99	229,800		293,800	344,100						99	245,400		297,400	347,800					
100	230,100		294,100	344,500						100	245,700		297,700	348,200					
101	230,400		294,400	344,700						101	245,900		298,000	348,400					
102	230,600		294,800	345,100						102	246,100		298,300	348,800					
103	230,900		295,100	345,500						103	246,400		298,600	349,200					
104	231,200		295,500	345,800						104	246,700		299,000	349,500					
105	231,500		295,700	346,100						105	246,900		299,200	349,800					
106	232,000		295,900	346,500						106	247,200		299,400	350,200					
107	232,300		296,200	346,900						107	247,500		299,700	350,600					
108	232,600		296,600	347,300						108	247,700		300,100	351,000					
109	232,800		296,800	347,800						109	247,900		300,300	351,500					
110	233,200		297,100	348,200						110	248,200		300,600	351,900					
111	233,600		297,500	348,600						111	248,500		301,000	352,300					
112	233,900		297,900	349,000						112	248,700		301,400	352,700					
113	234,100		298,100	349,500						113	248,900		301,600	353,200					

現行										改正案									
	114	<u>234,600</u>		<u>298,400</u>	<u>349,900</u>						114	<u>249,200</u>		<u>301,900</u>	<u>353,600</u>				
	115	<u>235,100</u>		<u>298,800</u>	<u>350,200</u>						115	<u>249,500</u>		<u>302,200</u>	<u>353,900</u>				
	116	<u>235,600</u>		<u>299,100</u>	<u>350,500</u>						116	<u>249,700</u>		<u>302,500</u>	<u>354,200</u>				
	117	<u>235,900</u>		<u>299,300</u>	<u>351,000</u>						117	<u>249,900</u>		<u>302,700</u>	<u>354,700</u>				
	118	<u>236,300</u>		<u>299,600</u>							118	<u>250,200</u>		<u>303,000</u>					
	119	<u>236,700</u>		<u>300,000</u>							119	<u>250,500</u>		<u>303,300</u>					
	120	<u>237,000</u>		<u>300,300</u>							120	<u>250,700</u>		<u>303,600</u>					
	121	<u>237,400</u>		<u>300,500</u>							121	<u>250,900</u>		<u>303,800</u>					
	122			<u>300,900</u>							122			<u>304,200</u>					
	123			<u>301,300</u>							123			<u>304,600</u>					
	124			<u>301,600</u>							124			<u>304,900</u>					
	125			<u>301,800</u>							125			<u>305,100</u>					
	126			<u>302,000</u>							126			<u>305,300</u>					
	127			<u>302,300</u>							127			<u>305,600</u>					
	128			<u>302,700</u>							128			<u>306,000</u>					
	129			<u>302,900</u>							129			<u>306,200</u>					
	130			<u>303,100</u>							130			<u>306,400</u>					
	131			<u>303,400</u>							131			<u>306,700</u>					
	132			<u>303,700</u>							132			<u>307,000</u>					
	133			<u>304,100</u>							133			<u>307,400</u>					
	134			<u>304,300</u>							134			<u>307,600</u>					
	135			<u>304,600</u>							135			<u>307,900</u>					
	136			<u>304,900</u>							136			<u>308,200</u>					

現行										改正案										
	137			305,200							137			308,500						
定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定 年 前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	
再 任 用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	再 任 用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	
短 時 間		178,200	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	442,400	短 時 間		181,800	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	
勤 務 職 員											勤 務 職 員									
備考 略										備考 略										
別表第2										別表第2										
医療職給料表										医療職給料表										
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級					職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級					
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額						号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円					定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円					
	1	264,700	346,600	406,900	474,700						1	291,400	370,000	426,700	484,400					
	2	267,200	349,600	409,600	477,000						2	293,700	372,600	428,700	486,200					
	3	269,600	352,400	412,100	479,200						3	296,000	375,100	430,700	488,000					
	4	272,000	355,300	414,700	481,500						4	298,200	377,600	432,600	489,800					
	5	274,100	357,800	417,100	483,700						5	300,300	380,100	434,500	491,600					
	6	277,600	360,800	419,100	485,800						6	303,800	382,800	436,100	493,300					
	7	281,100	363,800	420,900	488,000						7	307,300	385,500	437,700	495,000					
	8	284,500	366,600	422,800	490,000						8	310,700	388,100	439,300	496,700					
	9	288,100	368,700	424,600	491,900						9	314,100	390,200	440,900	498,400					
	10	291,600	371,200	427,300	494,000						10	317,600	392,700	442,700	500,500					
	11	295,200	373,900	429,800	496,100						11	321,000	395,200	444,500	502,600					

現行						改正案					
	12	<u>298,700</u>	<u>376,400</u>	<u>432,200</u>	<u>498,200</u>		12	<u>324,400</u>	<u>397,700</u>	<u>446,300</u>	<u>504,700</u>
	13	<u>302,200</u>	<u>379,100</u>	<u>434,400</u>	<u>500,300</u>		13	<u>327,800</u>	<u>400,300</u>	<u>448,100</u>	<u>506,700</u>
	14	<u>306,100</u>	<u>382,500</u>	<u>436,900</u>	<u>502,200</u>		14	<u>331,300</u>	<u>403,000</u>	<u>449,900</u>	<u>508,600</u>
	15	<u>310,000</u>	<u>385,500</u>	<u>438,900</u>	<u>504,300</u>		15	<u>334,700</u>	<u>405,600</u>	<u>451,700</u>	<u>510,700</u>
	16	<u>313,600</u>	<u>388,800</u>	<u>441,000</u>	<u>506,400</u>		16	<u>338,100</u>	<u>408,100</u>	<u>453,500</u>	<u>512,700</u>
	17	<u>317,200</u>	<u>391,800</u>	<u>443,000</u>	<u>508,300</u>		17	<u>341,500</u>	<u>410,500</u>	<u>455,100</u>	<u>514,600</u>
	18	<u>320,700</u>	<u>394,400</u>	<u>445,200</u>	<u>510,300</u>		18	<u>344,600</u>	<u>412,700</u>	<u>457,100</u>	<u>516,600</u>
	19	<u>324,200</u>	<u>396,800</u>	<u>447,400</u>	<u>512,300</u>		19	<u>347,700</u>	<u>414,800</u>	<u>459,000</u>	<u>518,600</u>
	20	<u>327,700</u>	<u>399,300</u>	<u>449,500</u>	<u>514,100</u>		20	<u>350,800</u>	<u>416,900</u>	<u>460,900</u>	<u>520,400</u>
	21	<u>331,300</u>	<u>401,900</u>	<u>450,900</u>	<u>515,900</u>		21	<u>354,000</u>	<u>419,000</u>	<u>462,300</u>	<u>522,200</u>
	22	<u>335,000</u>	<u>403,900</u>	<u>453,300</u>	<u>517,700</u>		22	<u>357,100</u>	<u>420,500</u>	<u>464,100</u>	<u>524,000</u>
	23	<u>338,400</u>	<u>405,500</u>	<u>455,600</u>	<u>519,500</u>		23	<u>360,200</u>	<u>422,000</u>	<u>465,900</u>	<u>525,800</u>
	24	<u>341,700</u>	<u>407,100</u>	<u>457,800</u>	<u>521,300</u>		24	<u>363,200</u>	<u>423,500</u>	<u>467,700</u>	<u>527,600</u>
	25	<u>345,000</u>	<u>408,800</u>	<u>459,800</u>	<u>522,900</u>		25	<u>366,200</u>	<u>424,900</u>	<u>469,500</u>	<u>529,200</u>
	26	<u>347,500</u>	<u>411,000</u>	<u>462,100</u>	<u>524,700</u>		26	<u>368,500</u>	<u>426,400</u>	<u>471,300</u>	<u>531,000</u>
	27	<u>350,000</u>	<u>413,100</u>	<u>464,300</u>	<u>526,500</u>		27	<u>370,800</u>	<u>427,900</u>	<u>473,100</u>	<u>532,800</u>
	28	<u>352,300</u>	<u>415,100</u>	<u>466,600</u>	<u>528,300</u>		28	<u>373,000</u>	<u>429,300</u>	<u>474,900</u>	<u>534,600</u>
	29	<u>354,400</u>	<u>417,200</u>	<u>468,700</u>	<u>529,900</u>		29	<u>374,900</u>	<u>430,700</u>	<u>476,700</u>	<u>536,200</u>
	30	<u>356,100</u>	<u>419,300</u>	<u>470,900</u>	<u>531,700</u>		30	<u>376,600</u>	<u>432,200</u>	<u>478,500</u>	<u>538,000</u>
	31	<u>357,800</u>	<u>420,900</u>	<u>473,200</u>	<u>533,500</u>		31	<u>378,300</u>	<u>433,700</u>	<u>480,300</u>	<u>539,800</u>
	32	<u>359,600</u>	<u>422,600</u>	<u>475,300</u>	<u>535,300</u>		32	<u>380,100</u>	<u>435,100</u>	<u>482,100</u>	<u>541,500</u>
	33	<u>361,500</u>	<u>424,500</u>	<u>477,100</u>	<u>536,900</u>		33	<u>381,900</u>	<u>436,500</u>	<u>483,900</u>	<u>543,100</u>
	34	<u>363,700</u>	<u>426,000</u>	<u>479,200</u>	<u>538,700</u>		34	<u>383,700</u>	<u>438,000</u>	<u>485,800</u>	<u>544,900</u>

現行						改正案					
	35	<u>365,800</u>	<u>427,800</u>	<u>481,300</u>	<u>540,400</u>		35	<u>385,300</u>	<u>439,500</u>	<u>487,700</u>	<u>546,600</u>
	36	<u>367,800</u>	<u>429,600</u>	<u>483,300</u>	<u>542,100</u>		36	<u>386,700</u>	<u>440,900</u>	<u>489,600</u>	<u>548,300</u>
	37	<u>369,700</u>	<u>431,500</u>	<u>485,400</u>	<u>543,700</u>		37	<u>388,100</u>	<u>442,300</u>	<u>491,500</u>	<u>549,800</u>
	38	<u>371,900</u>	<u>433,500</u>	<u>487,100</u>	<u>545,300</u>		38	<u>389,600</u>	<u>443,700</u>	<u>493,200</u>	<u>551,400</u>
	39	<u>374,000</u>	<u>435,300</u>	<u>488,900</u>	<u>546,700</u>		39	<u>391,100</u>	<u>445,100</u>	<u>495,000</u>	<u>552,800</u>
	40	<u>376,000</u>	<u>437,200</u>	<u>490,700</u>	<u>548,300</u>		40	<u>392,600</u>	<u>446,500</u>	<u>496,800</u>	<u>554,400</u>
	41	<u>378,000</u>	<u>439,000</u>	<u>492,300</u>	<u>549,800</u>		41	<u>394,100</u>	<u>447,900</u>	<u>498,400</u>	<u>555,900</u>
	42	<u>378,700</u>	<u>440,700</u>	<u>494,100</u>	<u>551,200</u>		42	<u>394,800</u>	<u>449,300</u>	<u>500,200</u>	<u>557,300</u>
	43	<u>379,300</u>	<u>442,400</u>	<u>495,900</u>	<u>552,600</u>		43	<u>395,400</u>	<u>450,700</u>	<u>502,000</u>	<u>558,700</u>
	44	<u>380,000</u>	<u>444,200</u>	<u>497,500</u>	<u>553,900</u>		44	<u>396,100</u>	<u>452,100</u>	<u>503,600</u>	<u>560,000</u>
	45	<u>380,900</u>	<u>446,000</u>	<u>498,900</u>	<u>555,100</u>		45	<u>397,000</u>	<u>453,500</u>	<u>505,000</u>	<u>561,200</u>
	46	<u>382,200</u>	<u>447,800</u>	<u>500,600</u>	<u>556,100</u>		46	<u>397,600</u>	<u>454,900</u>	<u>506,700</u>	<u>562,200</u>
	47	<u>383,500</u>	<u>449,500</u>	<u>502,400</u>	<u>557,100</u>		47	<u>398,200</u>	<u>456,300</u>	<u>508,500</u>	<u>563,200</u>
	48	<u>384,800</u>	<u>451,200</u>	<u>504,100</u>	<u>558,100</u>		48	<u>398,800</u>	<u>457,700</u>	<u>510,200</u>	<u>564,200</u>
	49	<u>385,600</u>	<u>452,800</u>	<u>505,600</u>	<u>559,100</u>		49	<u>399,400</u>	<u>459,100</u>	<u>511,700</u>	<u>565,200</u>
	50	<u>386,400</u>	<u>454,500</u>	<u>506,900</u>	<u>560,000</u>		50	<u>399,900</u>	<u>460,800</u>	<u>513,000</u>	<u>566,100</u>
	51	<u>387,200</u>	<u>456,200</u>	<u>508,200</u>	<u>560,900</u>		51	<u>400,400</u>	<u>462,400</u>	<u>514,300</u>	<u>567,000</u>
	52	<u>387,700</u>	<u>457,900</u>	<u>509,500</u>	<u>561,800</u>		52	<u>400,900</u>	<u>464,000</u>	<u>515,600</u>	<u>567,900</u>
	53	<u>388,500</u>	<u>459,800</u>	<u>510,500</u>	<u>562,600</u>		53	<u>401,400</u>	<u>465,600</u>	<u>516,600</u>	<u>568,700</u>
	54	<u>389,300</u>	<u>461,000</u>	<u>511,800</u>	<u>563,500</u>		54	<u>401,800</u>	<u>466,800</u>	<u>517,900</u>	<u>569,600</u>
	55	<u>390,000</u>	<u>462,200</u>	<u>513,100</u>	<u>564,400</u>		55	<u>402,200</u>	<u>468,000</u>	<u>519,200</u>	<u>570,500</u>
	56	<u>390,700</u>	<u>463,400</u>	<u>514,400</u>	<u>565,300</u>		56	<u>402,600</u>	<u>469,100</u>	<u>520,500</u>	<u>571,400</u>
	57	<u>391,400</u>	<u>464,400</u>	<u>515,400</u>	<u>566,200</u>		57	<u>403,000</u>	<u>470,100</u>	<u>521,500</u>	<u>572,300</u>

現行						改正案					
	58	<u>392,300</u>	<u>465,400</u>	<u>516,200</u>	<u>567,100</u>		58	<u>403,400</u>	<u>471,100</u>	<u>522,300</u>	<u>573,200</u>
	59	<u>393,000</u>	<u>466,300</u>	<u>517,000</u>	<u>568,000</u>		59	<u>403,800</u>	<u>472,000</u>	<u>523,100</u>	<u>574,100</u>
	60	<u>393,600</u>	<u>467,100</u>	<u>517,800</u>	<u>568,700</u>		60	<u>404,200</u>	<u>472,800</u>	<u>523,900</u>	<u>574,800</u>
	61	<u>394,100</u>	<u>467,900</u>	<u>518,700</u>	<u>569,600</u>		61	<u>404,600</u>	<u>473,500</u>	<u>524,800</u>	<u>575,700</u>
	62	<u>394,600</u>	<u>468,600</u>	<u>519,500</u>	<u>570,500</u>		62	<u>405,000</u>	<u>474,200</u>	<u>525,600</u>	<u>576,600</u>
	63	<u>395,000</u>	<u>469,300</u>	<u>520,400</u>	<u>571,400</u>		63	<u>405,400</u>	<u>474,900</u>	<u>526,400</u>	<u>577,500</u>
	64	<u>395,400</u>	<u>469,900</u>	<u>521,200</u>	<u>572,300</u>		64	<u>405,800</u>	<u>475,500</u>	<u>527,100</u>	<u>578,400</u>
	65	<u>395,700</u>	<u>470,600</u>	<u>522,100</u>	<u>573,200</u>		65	<u>406,100</u>	<u>476,200</u>	<u>527,900</u>	<u>579,300</u>
	66		<u>471,300</u>	<u>523,000</u>	<u>574,100</u>		66		<u>476,900</u>	<u>528,700</u>	<u>580,200</u>
	67		<u>471,900</u>	<u>523,700</u>	<u>575,000</u>		67		<u>477,500</u>	<u>529,400</u>	<u>581,100</u>
	68		<u>472,500</u>	<u>524,600</u>	<u>575,900</u>		68		<u>478,100</u>	<u>530,300</u>	<u>582,000</u>
	69		<u>472,800</u>	<u>525,500</u>	<u>576,800</u>		69		<u>478,400</u>	<u>531,200</u>	<u>582,900</u>
	70		<u>473,400</u>	<u>526,300</u>	<u>577,700</u>		70		<u>479,000</u>	<u>532,000</u>	<u>583,800</u>
	71		<u>474,100</u>	<u>527,200</u>	<u>578,600</u>		71		<u>479,700</u>	<u>532,900</u>	<u>584,700</u>
	72		<u>474,800</u>	<u>528,100</u>	<u>579,500</u>		72		<u>480,400</u>	<u>533,800</u>	<u>585,600</u>
	73		<u>475,200</u>	<u>528,900</u>	<u>580,400</u>		73		<u>480,800</u>	<u>534,600</u>	<u>586,500</u>
	74		<u>475,800</u>	<u>529,800</u>	<u>581,300</u>		74		<u>481,400</u>	<u>535,500</u>	<u>587,400</u>
	75		<u>476,500</u>	<u>530,700</u>	<u>582,200</u>		75		<u>482,100</u>	<u>536,400</u>	<u>588,300</u>
	76		<u>477,200</u>	<u>531,400</u>	<u>583,100</u>		76		<u>482,800</u>	<u>537,100</u>	<u>589,200</u>
	77		<u>477,600</u>	<u>532,200</u>	<u>584,000</u>		77		<u>483,200</u>	<u>537,900</u>	<u>590,100</u>
	78		<u>478,200</u>	<u>533,100</u>	<u>584,900</u>		78		<u>483,800</u>	<u>538,800</u>	<u>591,000</u>
	79		<u>478,800</u>	<u>534,000</u>	<u>585,800</u>		79		<u>484,400</u>	<u>539,700</u>	<u>591,900</u>
	80		<u>479,300</u>	<u>534,900</u>	<u>586,700</u>		80		<u>484,900</u>	<u>540,600</u>	<u>592,800</u>

現行						改正案					
81		<u>479,900</u>	<u>535,700</u>	<u>587,600</u>		81		<u>485,400</u>	<u>541,400</u>	<u>593,700</u>	
82		<u>480,400</u>	<u>536,600</u>	<u>588,500</u>		82		<u>485,900</u>	<u>542,300</u>	<u>594,600</u>	
83		<u>480,900</u>	<u>537,500</u>	<u>589,400</u>		83		<u>486,400</u>	<u>543,200</u>	<u>595,500</u>	
84		<u>481,400</u>	<u>538,400</u>	<u>590,300</u>		84		<u>486,900</u>	<u>544,100</u>	<u>596,400</u>	
85		<u>481,800</u>	<u>539,200</u>	<u>591,200</u>		85		<u>487,300</u>	<u>544,900</u>	<u>597,300</u>	
86		<u>482,400</u>	<u>540,100</u>	<u>592,100</u>		86		<u>487,800</u>	<u>545,800</u>	<u>598,200</u>	
87		<u>482,800</u>	<u>541,000</u>	<u>593,000</u>		87		<u>488,200</u>	<u>546,700</u>	<u>599,100</u>	
88		<u>483,300</u>	<u>541,900</u>	<u>593,900</u>		88		<u>488,700</u>	<u>547,600</u>	<u>600,000</u>	
89		<u>483,800</u>	<u>542,700</u>	<u>594,800</u>		89		<u>489,200</u>	<u>548,400</u>	<u>600,900</u>	
90		<u>484,400</u>		<u>595,700</u>		90		<u>489,800</u>		<u>601,800</u>	
91		<u>485,000</u>		<u>596,600</u>		91		<u>490,400</u>		<u>602,700</u>	
92		<u>485,400</u>		<u>597,500</u>		92		<u>490,800</u>		<u>603,600</u>	
93		<u>485,900</u>		<u>598,400</u>		93		<u>491,300</u>		<u>604,500</u>	
94		<u>486,500</u>		<u>599,300</u>		94		<u>491,900</u>		<u>605,400</u>	
95		<u>487,100</u>		<u>600,200</u>		95		<u>492,500</u>		<u>606,300</u>	
96		<u>487,600</u>		<u>601,100</u>		96		<u>493,000</u>		<u>607,200</u>	
97		<u>488,100</u>		<u>602,000</u>		97		<u>493,500</u>		<u>608,100</u>	
98				<u>602,900</u>		98				<u>609,000</u>	
99				<u>603,800</u>		99				<u>609,900</u>	
100				<u>604,700</u>		100				<u>610,800</u>	
101				<u>605,600</u>		101				<u>611,700</u>	
102				<u>606,500</u>		102				<u>612,600</u>	
103				<u>607,400</u>		103				<u>613,500</u>	

現行						改正案					
	104				<u>608,300</u>		104				<u>614,400</u>
	105				<u>609,200</u>		105				<u>615,300</u>
	106				<u>610,100</u>		106				<u>616,200</u>
	107				<u>611,000</u>		107				<u>617,100</u>
	108				<u>611,900</u>		108				<u>618,000</u>
	109				<u>612,800</u>		109				<u>618,900</u>
	110				<u>613,700</u>		110				<u>619,800</u>
	111				<u>614,600</u>		111				<u>620,700</u>
	112				<u>615,500</u>		112				<u>621,600</u>
	113				<u>616,400</u>		113				<u>622,500</u>
	114				<u>617,300</u>		114				<u>623,400</u>
	115				<u>618,200</u>		115				<u>624,300</u>
	116				<u>619,100</u>		116				<u>625,200</u>
	117				<u>620,000</u>		117				<u>626,100</u>
	118				<u>620,900</u>		118				<u>627,000</u>
	119				<u>621,800</u>		119				<u>627,900</u>
	120				<u>622,700</u>		120				<u>628,800</u>
	121				<u>623,600</u>		121				<u>629,700</u>
	122				<u>624,500</u>		122				<u>630,600</u>
	123				<u>625,400</u>		123				<u>631,500</u>
	124				<u>626,300</u>		124				<u>632,400</u>
	125				<u>627,200</u>		125				<u>633,300</u>
定 年 前 再		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定 年 前 再		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料

現行						改正案					
任用短時間勤務職員		月額	月額	月額	月額	任用短時間勤務職員		月額	月額	月額	月額
		297,300	339,700	394,300	467,400			301,700	344,400	399,500	473,300
備考 略						備考 略					
【第2条関係】						【第2条関係】					
(期末手当)						(期末手当)					
第20条 略						第20条 略					
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。						2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。					
(1)～(4) 略						(1)～(4) 略					
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。						3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。					
4～6 略						4～6 略					
(勤勉手当)						(勤勉手当)					
第20条の4 略						第20条の4 略					
2 略						2 略					
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地						(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第15項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地					

現行	改正案
域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (会計年度任用短時間勤務職員の期末手当) 第28条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 (会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当) 第29条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 (会計年度任用短時間勤務職員の期末手当) 第28条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の期末手当の額は、前条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間における当該会計年度任用短時間勤務職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略 (会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当) 第29条 略 2 会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額は、第27条第1項又は第2項の規定により定められた報酬の額の月額に相当する額として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会計年度任用短時間勤務職員の勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

○議案第2号資料

・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略	【第1条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略
【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略	【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3・4 略

○議案第3号資料

・特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
【第1条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	【第1条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略
【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の235</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略	【第2条関係】 (期末手当) 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 略

○議案第4号資料

・成田市集会施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案																																
別表第1	別表第1																																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>大竹青年館</td><td>成田市大竹1,095番地1</td></tr> <tr> <td>新妻青年館</td><td>成田市新妻168番地</td></tr> <tr> <td>松崎青年館</td><td>成田市松崎247番地9</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>高青年館</td><td>成田市高741番地</td></tr> <tr> <td>四谷青年館</td><td>成田市四谷934番地1</td></tr> <tr> <td>名木西青年館</td><td>成田市名木1,143番地2</td></tr> </table>	名称	位置	略		大竹青年館	成田市大竹1,095番地1	新妻青年館	成田市新妻168番地	松崎青年館	成田市松崎247番地9	略		高青年館	成田市高741番地	四谷青年館	成田市四谷934番地1	名木西青年館	成田市名木1,143番地2	<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>大竹青年館</td><td>成田市大竹1,095番地1</td></tr> <tr> <td>松崎青年館</td><td>成田市松崎247番地9</td></tr> <tr> <td colspan="2">略</td></tr> <tr> <td>高青年館</td><td>成田市高741番地</td></tr> <tr> <td>名木西青年館</td><td>成田市名木1,143番地2</td></tr> </table>	名称	位置	略		大竹青年館	成田市大竹1,095番地1	松崎青年館	成田市松崎247番地9	略		高青年館	成田市高741番地	名木西青年館	成田市名木1,143番地2
名称	位置																																
略																																	
大竹青年館	成田市大竹1,095番地1																																
新妻青年館	成田市新妻168番地																																
松崎青年館	成田市松崎247番地9																																
略																																	
高青年館	成田市高741番地																																
四谷青年館	成田市四谷934番地1																																
名木西青年館	成田市名木1,143番地2																																
名称	位置																																
略																																	
大竹青年館	成田市大竹1,095番地1																																
松崎青年館	成田市松崎247番地9																																
略																																	
高青年館	成田市高741番地																																
名木西青年館	成田市名木1,143番地2																																

○議案第5号資料

・成田市霊園の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義) 第3条 略 (1) 略 (2) 墓地 焼骨(遺髪その他これに類するものを含む。)を埋蔵する施設をいう。	(用語の意義) 第3条 略 (1) 略 (2) 墓地 一般墓地及び合葬式墓地をいう。 (3) 一般墓地 墳墓を設けるために区画された焼骨(遺髪その他これに類す

現行	改正案
(3)・(4) 略 (墓地使用の条件) 第5条 墓地を使用できる者は、市民として1年以上経過した者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。	るものを含む。以下同じ。)を埋蔵する施設(合葬式墓地を除く。)をいう。 (4) 合葬式墓地 多数の焼骨を合わせて埋蔵する施設をいい、納骨室(当該施設のうち1体又は2体の焼骨を個別に管理する場所をいう。以下同じ。)及び合葬室(当該施設のうち多数の焼骨を合わせて管理する場所をいう。以下同じ。)で構成されるものをいう。 (5) 通常合葬 合葬式墓地の使用の許可を受けた日から起算して20年を経過する日までの間は、焼骨を納骨室に埋蔵し、当該期間が経過した後、当該焼骨を合葬室に埋蔵することをいう。 (6) 直接合葬 焼骨を納骨室に埋蔵することなく、直接合葬室に埋蔵することをいう。 (7)・(8) 略 (墓地の使用許可を受けることができる者) 第5条 墓地の使用の許可を受けることができる者は、市民として1年以上経過した者であって、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。 (1) 一般墓地 次に掲げる要件を満たす者 ア 埋蔵する焼骨について、祭祀を主宰する者であること。 イ 墓地の使用の許可を受けていないこと。 (2) 合葬式墓地 次に掲げる要件を満たす者 ア 前号アに掲げる要件を満たすこと。 イ 通常合葬で使用する場合にあっては一般墓地又は合葬式墓地(通常合葬で使用する場合に限る。)の、直接合葬で使用する場合にあっては一般墓

現行	改正案
	<u>地の使用の許可を受けていないこと。</u> ウ <u>埋蔵する焼骨が2体までであること。ただし、直接合葬で使用する場合にあっては、この限りでない。</u> エ <u>合葬式墓地を使用する者と埋蔵する焼骨との関係が規則で定めるものであること。ただし、改葬する場合にあっては、この限りでない。</u> オ <u>埋蔵する焼骨を所持していない場合にあっては、65歳以上の者であって埋蔵する予定の焼骨に自己のために使用する目的である者(以下「自己使用者」という。)に係る焼骨を含むものであること。</u> <u>(合葬式墓地の使用許可を受けることができる者の特例)</u> 第6条 <u>一般墓地の使用の許可を受けている者で次に掲げる要件を満たすものは、前条の規定にかかわらず、合葬式墓地の使用の許可を受けることができる。</u> (1) <u>一般墓地を返還すること。</u> (2) <u>一般墓地に埋蔵している焼骨を埋蔵する目的であること又は一般墓地に埋蔵している焼骨を埋蔵する目的であり、かつ、自己使用者及び自己使用者との関係が規則で定めるものである者のために使用する目的であること。</u> (3) <u>前条第2号ア及びウに掲げる要件を満たすこと。</u> 2 <u>死亡した日において市民として1年以上経過した者に係る焼骨を埋蔵しようとする者で次に掲げる要件を満たすものは、前条の規定にかかわらず、合葬式墓地の使用の許可を受けることができる。</u> (1) <u>死亡した日において市民として1年以上経過した者に係る焼骨を埋蔵する目的であること又は死亡した日において市民として1年以上経過した者</u>

現行	改正案
第6条～第8条 略 (目的外使用の禁止) 第9条 墓地は、<u>焼骨埋蔵</u>の目的以外に使用してはならない。ただし、碑石、形像類の建設又は<u>祭祀</u>に伴う使用の場合は、この限りでない。 2 略 (<u>墓地使用者の管理義務</u>) 第10条 墓地に係る使用者(以下「<u>墓地使用者</u>」という。)は、使用墓地内の<u>工作物、樹木等の転倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。</u> (<u>墓地の返還</u>) 第12条 <u>墓地使用者は、墓地の全部が不要になったときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</u> (<u>墓地の位置変更等の命令</u>)	<u>に係る焼骨を埋蔵する目的であり、かつ、自己使用者及び自己使用者との関係が規則で定めるものである者のために使用する目的であること。</u> (2) <u>前条第2号アからウまでに掲げる要件を満たすこと。</u> 第7条～第9条 略 (目的外使用の禁止) 第10条 墓地は、<u>焼骨(合葬式墓地にあっては、使用の許可に係る焼骨)を埋蔵する目的以外に使用してはならない。ただし、一般墓地において、碑石、形像類の建設又は祭祀に伴う使用の場合は、この限りでない。</u> 2 略 (<u>一般墓地使用者の管理義務</u>) 第12条 <u>一般墓地に係る使用者(以下「一般墓地使用者」という。)は、使用する一般墓地内の工作物、樹木等の転倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。</u> (<u>一般墓地の返還</u>) 第13条 <u>一般墓地使用者は、一般墓地の全部が不要になったときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。</u> (<u>一般墓地の位置変更等の命令</u>)

現行	改正案
<u>第13条</u> 市長は、霊園の事業執行又は維持管理上やむを得ないと認めるときは、<u>墓地使用者</u>に対し、<u>墓地の位置の変更</u>、<u>墓地の返還又は墓地内の物件の位置の変更</u>(以下「<u>墓地の位置変更等</u>」という。)を命令することができる。 2 市長は、前項の規定により<u>墓地</u>の位置変更等を命令しようとするときは、<u>墓地</u>の位置変更等をさせようとする日の6カ月前までに使用者に通知しなければならない。 3 市長は、第1項の規定により<u>墓地</u>の位置変更等をさせたときは、これを補償するものとする。	<u>第14条</u> 市長は、霊園の事業執行又は維持管理上やむを得ないと認めるときは、<u>一般墓地使用者</u>に対し、<u>一般墓地の位置の変更</u>、<u>一般墓地の返還又は一般墓地内の物件の位置の変更</u>(以下「<u>一般墓地の位置変更等</u>」という。)を命令することができる。 2 市長は、前項の規定により<u>一般墓地</u>の位置変更等を命令しようとするときは、<u>一般墓地</u>の位置変更等をさせようとする日の6カ月前までに使用者に通知しなければならない。 3 市長は、第1項の規定により<u>一般墓地</u>の位置変更等をさせたときは、これを補償するものとする。 (合葬式墓地の埋蔵方法) <u>第15条</u> 合葬式墓地の埋蔵は、通常合葬又は直接合葬とする。 (合葬式墓地の使用制限等) <u>第16条</u> 何人も焼骨を埋蔵し、若しくはその返還を受ける場合又は合葬式墓地の管理上必要な場合を除き、納骨室及び合葬室に立ち入ることができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 2 <u>合葬式墓地に係る使用者</u>(以下「<u>合葬式墓地使用者</u>」という。)は、分骨を埋蔵することができない。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。 3 自己使用者は、その死後において、焼骨が埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておくものとする。 (合葬式墓地の埋蔵位置の変更) <u>第17条</u> 市長は、合葬式墓地の維持管理上必要と認めるときは、納骨室に埋蔵されている焼骨の位置の変更をすることができる。

現行	改正案
(使用権の承継及び消滅) <u>第14条</u> <u>墓地使用者</u>の使用権は、民法(明治31年法律第9号)第897条の規定により祭祀を承継して主宰する者(以下「承継者」という。)が市長に届け出てこれを承継する。 2 前項に規定する承継者がいないときは、<u>墓地使用者</u>の縁故者が市長の許可を得て使用権を引き継ぐことができるものとする。 3 <u>墓地使用者</u>が次の各号のいずれかに該当し、1年間前各項に規定する承継の届出又は縁故者の使用権引継ぎの許可申請がないときは、使用権は、消滅する。 (1)・(2) 略	(合葬式墓地の焼骨の返還等) <u>第18条</u> <u>合葬式墓地</u>に埋蔵された焼骨は、返還しない。 2 前項の規定にかかわらず、焼骨が納骨室に埋蔵されている間に、<u>合葬式墓地使用者</u>から当該合葬式墓地使用者の使用の許可に係る焼骨の返還を求める旨の申出があったときは、当該焼骨を返還するものとする。 3 <u>合葬式墓地使用者</u>は、<u>合葬式墓地</u>に焼骨が埋蔵されていない場合において、<u>合葬式墓地</u>を使用する必要がなくなったときは、速やかに市長に返還しなければならない。 (使用権の承継及び消滅) <u>第19条</u> <u>一般墓地使用者</u>の使用権は、民法(明治31年法律第9号)第897条の規定により祭祀を承継して主宰する者(以下「承継者」という。)が市長に届け出てこれを承継する。 2 前項に規定する承継者がいないときは、<u>一般墓地使用者</u>の縁故者が市長の許可を得て使用権を引き継ぐことができるものとする。 3 <u>一般墓地使用者</u>が次の各号のいずれかに該当し、1年間前各項に規定する承継の届出又は縁故者の使用権引継ぎの許可申請がないときは、使用権は、消滅する。 (1)・(2) 略 4 <u>合葬式墓地使用者</u>の使用権は、承継することができない。ただし、次の各号のいずれかに定める者が承継する場合は、当該者が市長に届け出てこれを承継する。 (1) 2体で使用の許可を受けた合葬式墓地使用者が当該使用の許可において<u>合葬式墓地</u>に埋蔵されることとされている者より先に死亡した場合の当該

現行	改正案
(使用の許可の取消し) <u>第15条</u> 略 (1)・(2) 略 (3) 使用者が<u>第6条第3項</u>の使用の許可の制限又は条件に違反したとき。 (4) <u>墓地使用者が第20条</u>に規定する管理料を3年間納めないとき。 (5)～(7) 略 2 前項の規定により使用の許可を取り消された者は、直ちにその場所を原状に復し、当該許可に係る<u>墓地</u>を返還しなければならない。 3 略 (改葬等) <u>第16条</u> <u>第14条第3項</u>の規定により使用権が消滅し、1年を経過したときは、市長は、その焼骨を一定の場所に改葬することができる。	<u>埋蔵されることとされている者</u> (2) <u>合葬式墓地使用者が死亡した場合で、当該合葬式墓地使用者の使用の許可に係る納骨室に埋蔵されている焼骨を改葬し、又は分骨する目的で承継するときの承継者</u> (3) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が特にやむを得ない事情があると認める者</u> (使用の許可の取消し) <u>第20条</u> 略 (1)・(2) 略 (3) 使用者が<u>第7条第3項</u>の使用の許可の制限又は条件に違反したとき。 (4) <u>一般墓地使用者が第25条</u>に規定する管理料を3年間納めないとき。 (5)～(7) 略 2 前項の規定により使用の許可を取り消された者(<u>一般墓地に係る者に限る。</u>)は、直ちにその場所を原状に復し、当該許可に係る<u>一般墓地</u>を返還しなければならない。 3 略 4 <u>第1項の規定により使用の許可を取り消された者で納骨室に焼骨を埋蔵しているものは、市長の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。</u> (改葬等) <u>第21条</u> <u>第19条第3項</u>の規定により使用権が消滅し、1年を経過したときは、市長は、その焼骨を一定の場所に改葬することができる。

現行	改正案						
2 略 (墓地の種類及び標準墓域面積等) <u>第17条</u> 墓地の種類及び標準墓域面積は、次のとおりとする。 (1) <u>成田霊園</u> 略 (2) <u>いずみ聖地公園</u> 略 2 墓地の使用は、<u>使用者</u>1人について1区画とする。 (使用料) <u>第18条</u> 略 2 略 3 市長は、<u>墓地</u>の供用開始前に別表第1に定める区分を図面により公表しなければならない。 (手数料) <u>第19条</u> <u>第7条</u>の使用許可書の書換え及び<u>第8条</u>の使用許可書の再交付に係る手数料は、1件につき500円とする。 (管理料)	2 略 (墓地の種類等) <u>第22条</u> 墓地の種類及び標準墓域面積並びに<u>使用区分</u>は、次のとおりとする。 (1) <u>成田霊園一般墓地</u> 略 (2) <u>いずみ聖地公園一般墓地</u> 略 (3) <u>いずみ聖地公園合葬式墓地</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>使用区分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">合葬式墓地</td><td>通常合葬 1体用</td></tr> <tr> <td>通常合葬 2体用</td></tr> <tr> <td>直接合葬</td></tr> </tbody> </table> 2 <u>一般墓地</u>の使用は、<u>一般墓地使用者</u>1人について1区画とする。 (使用料) <u>第23条</u> 略 2 略 3 市長は、<u>一般墓地</u>の供用開始前に別表第1に定める区分を図面により公表しなければならない。 (手数料) <u>第24条</u> <u>第8条</u>の使用許可書の書換え及び<u>第9条</u>の使用許可書の再交付に係る手数料は、1件につき500円とする。 (管理料)	種類	使用区分	合葬式墓地	通常合葬 1体用	通常合葬 2体用	直接合葬
種類	使用区分						
合葬式墓地	通常合葬 1体用						
	通常合葬 2体用						
	直接合葬						

現行	改正案
<u>第20条</u> <u>墓地使用者</u>(成田霊園の<u>墓地使用者</u>を除く。)は、<u>墓地の管理料</u>として、別表第4年度管理料の欄に定める額を毎年度市長が定める日までに納付しなければならない。 2 前項の<u>墓地使用者</u>は、同項の規定にかかわらず、6年度分の管理料を前納することができる。この場合の管理料は、別表第4前納管理料の欄に定める額とする。 (市民以外の者の使用料等) <u>第21条</u> 市民以外の者は、前3条の規定により算出した使用料、手数料及び管理料(以下「使用料等」という。)の額に100分の150を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、<u>墓地使用料</u>及び<u>墓地使用者</u>に係る斎場使用料については、この限りでない。 <u>第22条</u> 略 (使用料等の還付) <u>第23条</u> 略 (1) <u>第12条</u>の規定により墓地を返還したとき。 (2) 略 <u>第24条～第26条</u> 略 (管理業務) <u>第27条</u> 略 (1) 略 (2)・(3) 略	<u>第25条</u> <u>一般墓地使用者</u>(成田霊園の<u>一般墓地使用者</u>を除く。)は、<u>一般墓地の管理料</u>として、別表第4年度管理料の欄に定める額を毎年度市長が定める日までに納付しなければならない。 2 前項の<u>一般墓地使用者</u>は、同項の規定にかかわらず、6年度分の管理料を前納することができる。この場合の管理料は、別表第4前納管理料の欄に定める額とする。 (市民以外の者の使用料等) <u>第26条</u> 市民以外の者は、前3条の規定により算出した使用料、手数料及び管理料(以下「使用料等」という。)の額に100分の150を乗じて得た額を支払うものとする。ただし、<u>墓地使用料</u>及び<u>一般墓地使用者又は合葬式墓地使用者</u>に係る斎場使用料については、この限りでない。 <u>第27条</u> 略 (使用料等の還付) <u>第28条</u> 略 (1) <u>第13条又は第18条第3項</u>の規定により墓地を返還したとき。 (2) 略 <u>第29条～第31条</u> 略 (管理業務) <u>第32条</u> 略 (1) 略 (2) <u>合葬式墓地に係る焼骨の管理に関する業務</u> (3)・(4) 略

現行	改正案										
2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第4条第2項中「市長は、必要があると認める」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得た」と、<u>第6条及び第15条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 第28条 略 別表第1 1 <u>成田霊園墓地使用料(永代)</u> 略 2 <u>いずみ聖地公園墓地使用料(永代)</u> 略	2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合におけるこの条例の適用については、第4条第2項中「市長は、必要があると認める」とあるのは「指定管理者は、市長の承認を得た」と、<u>第7条及び第20条</u>中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。 第33条 略 別表第1 1 <u>成田霊園一般墓地使用料(永代)</u> 略 2 <u>いずみ聖地公園一般墓地使用料(永代)</u> 略 3 <u>いずみ聖地公園合葬式墓地使用料(永代)</u> <table><tr><th>種類</th><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="3">合葬式墓地</td><td><u>通常合葬 1体用</u></td><td><u>112,000円</u></td></tr><tr><td><u>通常合葬 2体用</u></td><td><u>224,000円</u></td></tr><tr><td><u>直接合葬</u></td><td><u>1体につき 50,000円</u></td></tr></table>	種類	使用区分	使用料	合葬式墓地	<u>通常合葬 1体用</u>	<u>112,000円</u>	<u>通常合葬 2体用</u>	<u>224,000円</u>	<u>直接合葬</u>	<u>1体につき 50,000円</u>
種類	使用区分	使用料									
合葬式墓地	<u>通常合葬 1体用</u>	<u>112,000円</u>									
	<u>通常合葬 2体用</u>	<u>224,000円</u>									
	<u>直接合葬</u>	<u>1体につき 50,000円</u>									

○議案第6号資料

・成田市中小企業資金融資条例新旧対照表

現行	改正案
(用語の意義) 第2条 略	(用語の意義) 第2条 略

現行	改正案
(1)・(2) 略 (3) 創業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「競争力強化法」という。)第2条第29項第1号及び第3号に規定する者をいう。 (4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、競争力強化法第2条第29項第2号及び第4号に規定する者をいう。 (5)・(6) 略	(1)・(2) 略 (3) 創業者 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。以下「競争力強化法」という。)第2条第31項第1号及び第3号に規定する者をいう。 (4) 新規中小企業者 中小企業者のうち、競争力強化法第2条第31項第2号及び第4号に規定する者をいう。 (5)・(6) 略

○議案第7号資料

・成田市道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
別表				別表			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本につき 1	740円		第1種電柱	1本につき 1	850円
	第2種電柱	年	1,100円		第2種電柱	年	1,300円
	第3種電柱		1,500円		第3種電柱		1,700円
	第1種電話柱		660円		第1種電話柱		760円
	第2種電話柱		1,000円		第2種電話柱		1,200円
	第3種電話柱		1,400円		第3種電話柱		1,600円
	その他の柱類		66円		その他の柱類		76円
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1	6円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1	7円		

現行				改正案			
	地下に設ける電線その他の線類	年	<u>3円</u>		地下に設ける電線その他の線類	年	<u>4円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>650円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき 1年	<u>740円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>390円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>450円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,300円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	<u>1,500円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>550円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>630円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,300円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,500円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>34円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>38円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>54円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>81円</u>

現行					改正案				
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			<u>99円</u>		外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの			<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			<u>140円</u>		外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの			<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			<u>190円</u>		外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの			<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			<u>340円</u>		外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの			<u>380円</u>
	外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			<u>490円</u>		外径が0.7メートル以上1 メートル未満のもの			<u>540円</u>
	外径が1メートル以上の もの			<u>990円</u>		外径が1メートル以上の もの			<u>1,000円</u>
法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による	地下に設 けるもの その他の もの	<u>3円</u>	法第32条第1 項第3号に掲 げる施設	自動運行 補助施設	法第2条第2 項第5号に規 定する自動運 行装置による	地下に設 けるもの その他の もの	<u>4円</u>
				<u>13円</u>					<u>15円</u>

現行						改正案					
		検知の対象として設置する導線その他の線類						検知の対象として設置する導線その他の線類			
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年		<u>1,000円</u>			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき 1年		<u>1,200円</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>660円</u>			その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	<u>760円</u>
			地下に設けるもの		<u>390円</u>				地下に設けるもの		<u>450円</u>

現行					改正案				
	その他のもの			<u>1,300円</u>		その他のもの			<u>1,500円</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>1,300円</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>1,500円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の5</u> を乗じて得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに <u>1,000分の4</u> を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>1,000分の8</u> を乗じて得た額		階数が2のもの		Aに <u>1,000分の6</u> を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の10</u> を乗じて得た額		階数が3以上のもの		Aに <u>1,000分の7</u> を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			<u>900円</u>	上空に設ける通路			<u>860円</u>	
	地下に設ける通路			<u>540円</u>	地下に設ける通路			<u>510円</u>	
	その他のもの			<u>1,300円</u>	その他のもの			<u>1,500円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>18円</u>	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼，縁日その他の催しに際し，一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき 1日	<u>17円</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>
令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>	令第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>1,800円</u>			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき 1月	<u>1,700円</u>

現行					改正案				
		の	方メートルに つき 1年				の	方メートルに つき 1年	
	標識		1本につき 1 年	<u>1,000円</u>		標識		1本につき 1 年	<u>1,200円</u>
	旗ざお	祭礼，縁日 その他の催 しに際し， 一時的に設 けるもの	1本につき 1 日	<u>18円</u>		旗ざお	祭礼，縁日 その他の催 しに際し， 一時的に設 けるもの	1本につき 1 日	<u>17円</u>
		その他のも の	1本につき 1 月	<u>180円</u>			その他のも の	1本につき 1 月	<u>170円</u>
	幕(令第7 条第4号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除 く。)	祭礼，縁日 その他の催 しに際し， 一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき 1日	<u>18円</u>		幕(令第7 条第4号に 掲げる工 事用施設 であるも のを除 く。)	祭礼，縁日 その他の催 しに際し， 一時的に設 けるもの	その面積1平 方メートルに つき 1日	<u>17円</u>
		その他のも の	その面積1平 方メートルに つき 1月	<u>180円</u>			その他のも の	その面積1平 方メートルに つき 1月	<u>170円</u>
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1 月	<u>1,800円</u>		アーチ	車道を横断 するもの	1基につき 1 月	<u>1,700円</u>
		その他のも の		<u>900円</u>			その他のも の		<u>860円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平	<u>1,300円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平	<u>1,500円</u>

現行				改正案			
		方メートルにつき 1年				方メートルにつき 1年	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>180円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき 1月	<u>170円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>130円</u>	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>150円</u>
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに <u>1,000分の16</u> を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに <u>1,000分の12</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の23</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の17</u> を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>1,000分の5</u> を乗じて得た額		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに <u>1,000分の4</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>1,000分の8</u> を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに <u>1,000分の6</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>1,000分の10</u> を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに <u>1,000分の7</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>1,000分の33</u> を乗じて得		その他のもの		Aに <u>1,000分の25</u> を乗じて得

現行				改正案			
			た額				た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>1,000分の16</u> を乗じて得た額	令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>1,000分の15</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の23</u> を乗じて得た額		上空に設けるもの		Aに <u>1,000分の22</u> を乗じて得た額
	その他のもの		Aに <u>1,000分の33</u> を乗じて得た額		その他のもの		Aに <u>1,000分の31</u> を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>1,000分の33</u> を乗じて得た額	令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>1,000分の25</u> を乗じて得た額
備考 1～9 略				備考 1～9 略			

・成田市準用河川流水占用料等条例新旧対照表

現行			改正案		
別表2 土地占用料			別表2 土地占用料		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
第1種電柱	1本につき 1年	740円	第1種電柱	1本につき 1年	850円

現行			改正案		
第2種電柱		<u>1,100円</u>	第2種電柱		<u>1,300円</u>
第3種電柱		<u>1,500円</u>	第3種電柱		<u>1,700円</u>
第1種電話柱		<u>660円</u>	第1種電話柱		<u>760円</u>
第2種電話柱		<u>1,000円</u>	第2種電話柱		<u>1,200円</u>
第3種電話柱		<u>1,400円</u>	第3種電話柱		<u>1,600円</u>
その他の柱類		<u>66円</u>	その他の柱類		<u>76円</u>
変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,300円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個につき 1年	<u>1,500円</u>
広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,800円</u>	広告塔又は看板類	表示面積1平方メートルにつき 1年	<u>1,700円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>6円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	<u>7円</u>
地下に設ける電線その他の線類		<u>3円</u>	地下に設ける電線その他の線類		<u>4円</u>
諸管の埋設 外径が0.07メートル未満のもの		<u>34円</u>	諸管の埋設 外径が0.07メートル未満のもの		<u>38円</u>
外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		<u>54円</u>
外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		<u>81円</u>
外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>
外径が0.2メートル以上		<u>140円</u>	外径が0.2メートル以上		<u>160円</u>

現行			改正案		
	0.3メートル未満のもの			0.3メートル未満のもの	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			210円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			380円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			540円	
	外径が1メートル以上のもの			1,000円	
上記以外の工作物を設置するために占有するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円	上記以外の工作物を設置するために占有するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,500円
工作物を設置せず原形のまま占有するもの		1,300円	工作物を設置せず原形のまま占有するもの		1,500円
備考 1～7 略			備考 1～7 略		

・成田市都市公園条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1 その1 略 その2 占用料			別表第1 その1 略 その2 占用料		
工作物等の区分	単位	金額	工作物等の区分	単位	金額

現行				改正案			
第1種電柱	1本につき1年		<u>740円</u>	第1種電柱	1本につき1年		<u>850円</u>
第2種電柱			<u>1,100円</u>	第2種電柱			<u>1,300円</u>
第3種電柱			<u>1,500円</u>	第3種電柱			<u>1,700円</u>
第1種電話柱			<u>660円</u>	第1種電話柱			<u>760円</u>
第2種電話柱			<u>1,000円</u>	第2種電話柱			<u>1,200円</u>
第3種電話柱			<u>1,400円</u>	第3種電話柱			<u>1,600円</u>
その他の柱類			<u>66円</u>	その他の柱類			<u>76円</u>
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		<u>6円</u>	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年		<u>7円</u>
地下に設ける電線その他の線類			<u>3円</u>	地下に設ける電線その他の線類			<u>4円</u>
変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年		<u>1,300円</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個につき1年		<u>1,500円</u>
水道管、 下水道管、ガス管その他これらに類するものの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>34円</u>	水道管、 下水道管、ガス管その他これらに類するものの	長さ1メートルにつき1年		<u>38円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>54円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>81円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>100円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>160円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>210円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7		<u>340円</u>	外径が0.4メートル以上0.7			<u>380円</u>

現行				改正案			
	メートル未満のもの				メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		490円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		540円
	外径が1メートル以上のもの		990円		外径が1メートル以上のもの		1,000円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	1,300円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	550円	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	630円
公衆電話所			1,300円	公衆電話所			1,500円
略				略			
標識		1本につき1年	1,000円	標識		1本につき1年	1,200円
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの		1平方メートルにつき1年	1,300円	食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの		1平方メートルにつき1年	1,500円
環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			1,300円	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			1,500円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの			1,300円	防火用貯水槽で地下に設けられるもの			1,500円
蓄電池で地下に設けられるもの			1,300円	蓄電池で地下に設けられるもの			1,500円
国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの			1,300円	国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの			1,500円

現行			改正案		
橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		<u>1,300円</u>	橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		<u>1,500円</u>
警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		<u>1,300円</u>	警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		<u>1,500円</u>
天体，気象又は土地観測施設		<u>1,300円</u>	天体，気象又は土地観測施設		<u>1,500円</u>
工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設	1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>	工事用板囲い，足場，詰所その他の工事用施設	1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
土石，竹木，瓦その他の工事用材料の置場		<u>180円</u>	土石，竹木，瓦その他の工事用材料の置場		<u>170円</u>
略			略		
その3 広告物表示使用料			その3 広告物表示使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>	広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>
略			略		

○議案第8号資料

・成田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

現行	改正案
別表第1	別表第1

現行			改正案		
略			略		
成田都市計画小菅地区地区計画			成田都市計画小菅地区地区計画		
別表第2			別表第2		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
名称	地区整備計画区域の区分	建築してはならない建築物	名称	地区整備計画区域の区分	建築してはならない建築物
略			略		
成田都市計画小菅地区地区計画	ビジネス・医療集積地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条の5の3に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (3) 事務所 (4) 研究施設、研究開発型施設又は研修施設 (5) 遊技場(風営法第2条第1項第4号及び同項第5号に該当する営業に係るものを除く。) (6) 集会場 (7) 展示場 (8) 体育館、水泳場又はスポーツの練習場	成田都市計画小菅地区地区計画	ビジネス・医療集積地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条の5の3に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (3) 事務所 (4) 研究施設、研究開発型施設又は研修施設 (5) 遊技場(風営法第2条第1項第4号及び同項第5号に該当する営業に係るものを除く。) (6) 集会場 (7) 展示場 (8) 体育館、水泳場又はスポーツの練習場

現行			改正案		
		(9) 自動車車庫 (10) 駐車場管理棟 (11) 公衆便所、休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (12) 前各号に掲げる建築物に附属するもの			(9) 自動車車庫 (10) 駐車場管理棟 (11) 公衆便所、休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (12) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
			成田都市計画下福田地区地区計画	産業集積地区A	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条の5の3に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (2) 物資の流通に係る業務の用に供する事務所 (3) 保育所(幼保連携型認定こども園を含む。) (4) 自動車車庫 (5) 倉庫(倉庫業を営む倉庫を含む。) (6) 工場(法別表第2(と)項第3号、同表(ぬ)項第3号及び同表(る)項第1号に掲げるものを除く。) (7) ガソリンスタンド、電気自動車充電スタンド又は水素スタンド (8) 公衆便所、休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (9) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
				産業集積地区B	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 共同住宅又は寄宿舍(当該地区内の施設従事者等のために設置されるものに限る。)

現行			改正案		
					(2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち施行令第130条の5の3に定める建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの (3) 物資の流通に係る業務の用に供する事務所 (4) 診療所 (5) 保育所(幼保連携型認定こども園を含む。) (6) 自動車車庫 (7) 倉庫(倉庫業を営む倉庫を含む。) (8) 工場(法別表第2(と)項第3号、同表(ぬ)項第3号及び同表(る)項第1号に掲げるものを除く。) (9) ガソリンスタンド、電気自動車充電スタンド又は水素スタンド (10) 公衆便所、休憩所又は路線バス等の停留所の上家 (11) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
別表第5			別表第5		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
名称	地区整備計画区域の区分	建築物の敷地面積の最低限度	名称	地区整備計画区域の区分	建築物の敷地面積の最低限度
略			略		
成田都市計	小菅地区	1,000平方メートル	成田都市計	小菅地区	1,000平方メートル

現行			改正案		
画小菅地区 地区計画			画小菅地区 地区計画		
別表第6			成田都市計 画下福田地 区地区計画	下福田地区	1,000平方メートル
			別表第6		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
名称	地区整備計 画区域の区 分	壁面の位置の制限	名称	地区整備計 画区域の区 分	壁面の位置の制限
略			略		
成田都市計 画小菅地区 地区計画	小菅地区	(1) 道路境界線からの距離 ア 区画道路にあっては、2メートル イ アに規定する道路以外の道路にあっては、 1メートル (2) 隣地境界線からの距離 1メートル	成田都市計 画小菅地区 地区計画	小菅地区	(1) 道路境界線からの距離 ア 区画道路にあっては、2メートル イ アに規定する道路以外の道路にあっては、 1メートル (2) 隣地境界線からの距離 1メートル
別表第7			成田都市計 画下福田地 区地区計画	下福田地区	道路境界線及び隣地境界線からの距離 2メー トル
			別表第7		
(ア)	(イ)	(ウ)	(ア)	(イ)	(ウ)
名称	地区整備計 画区域の区	建築物の高さの最高限度	名称	地区整備計 画区域の区	建築物の高さの最高限度

現行			改正案		
	分			分	
略			略		
成田都市計 画 中台三丁 目地区地区 計画	中台三丁目 地区	10メートル	成田都市計 画 中台三丁 目地区地区 計画	中台三丁目 地区	10メートル
			成田都市計 画 下福田地 区地区計画	下福田地区	40メートル

○議案第9号資料

・成田市水道事業給水条例新旧対照表

現行			改正案		
(料金)			(料金)		
第22条 略			第22条 略		
	料金(1月につき)			料金(1月につき)	
料金 区分	基本料金	従量料金(1立方メートル当たり)	料金 区分	基本料金	従量料金(1立方メートル当たり)

現行										改正案									
用途	口 径 (ミ リ メ ー ト ル)	料 金	1立 方 メ ー ト ル か ら 10立 方 メ ー ト ル ま で	10立 方 メ ー ト ル を 超 え 20立 方 メ ー ト ル ま で	20立 方 メ ー ト ル を 超 え 40立 方 メ ー ト ル ま で	40立 方 メ ー ト ル を 超 え 100立 方 メ ー ト ル ま で	100立 方 メ ー ト ル を 超 え 500立 方 メ ー ト ル ま で	500立 方 メ ー ト ル を 超 え 1,000立 方 メ ー ト ル ま で	1,000立 方 メ ー ト ル を 超 え る 分	用途	口 径 (ミ リ メ ー ト ル)	料 金	1立 方 メ ー ト ル か ら 10立 方 メ ー ト ル ま で	10立 方 メ ー ト ル を 超 え 20立 方 メ ー ト ル ま で	20立 方 メ ー ト ル を 超 え 40立 方 メ ー ト ル ま で	40立 方 メ ー ト ル を 超 え 100立 方 メ ー ト ル ま で	100立 方 メ ー ト ル を 超 え 500立 方 メ ー ト ル ま で	500立 方 メ ー ト ル を 超 え 1,000立 方 メ ー ト ル ま で	1,000立 方 メ ー ト ル を 超 え る 分
一 般 用	13	462円	62円	165円	268円	358円	444円	485円	484円	一 般 用	13	550円	74円	198円	322円	430円	533円	581円	580円
	20	1,045円	70銭		40銭	60銭	40銭	10銭			20	1,254円	80銭		30銭	10銭	50銭	90銭	80銭
	25	1,826円									25	2,189円							
	30	3,399円									30	4,081円							
	40	7,106円									40	8,525円							
	50	15,994円									50	19,195円							
	75	36,597円									75	43,912円							
	100	70,499円									100	84,601円							
	150	195,558円									150	234,674円							
臨 時 用	1立方メートル当たり 473円									臨 時 用	1立方メートル当たり 567円60銭								

現行	改正案
2 略	2 略